

平成23年3月15日
(平成23年5月2日改定)
独立行政法人福祉医療機構

『平成23年東日本大震災』により被害を受けた年金住宅融資等をご利用の皆さまへの返済猶予等の実施について

○ 既往貸付に係る返済猶予の実施

福祉医療機構は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）などを踏まえ、東日本大震災により被害を受けられた年金住宅融資等をご利用の皆さまに対し、別紙のとおり返済猶予等のお取扱いをさせていただきます。

《お問合せ相談窓口》

年金住宅融資等に関する相談 0120-3438-69

平成 23 年 (2011 年) 東日本大震災にかかる 返済猶予等の概要 (年金住宅融資等)

1. 対象者

災害救助法に係る災害を受けた貸付先、譲受人、転借人及び個人債務者

- (1) 貸付金に係る建物及び当該建物の存する敷地が損害を受け、その復旧に相当の自己資金を必要とする場合
- (2) 分譲住宅の譲受人若しくは住宅資金の貸付けを受けた者又はその家族が死亡し、負傷し、又は疾病にかかり、そのため収入の減少もしくは多額の出費が生じた場合
- (3) 商品、農産物その他の事業財産等若しくはその家族の勤務先が損害を受け、そのため収入が減少した場合

※ 市町村等の発行するり災証明書が必要

2. 貸付金の種類

年金被保険者住宅貸付金及び福祉施設設置整備貸付金

3. 貸付条件の変更内容

《福祉施設設置整備貸付金》

- (1) 元金および利息の返済猶予 (り災割合に応じて、1 年～3 年)
- (2) 元金の返済猶予および返済猶予期間中の利率の軽減
- (3) 返済期間の延長 (り災割合に応じて、1 年～3 年)

り災割合	返済猶予期間 返済延長期間	返済猶予期間中の貸付金の利率
30%未満	1 年	0.5%引き下げた金利
30%以上 60%未満	2 年以内	1.0%引き下げた金利
60%以上	3 年以内	1.5%引き下げた金利

《年金被保険者住宅貸付金》

- (1) 元金および利息の返済猶予 (り災割合に応じて、1 年～5 年)
- (2) 元金の返済猶予および返済猶予期間中の利率の軽減
- (3) 返済期間の延長 (り災割合に応じて、1 年～5 年)

り災割合	返済猶予期間 返済延長期間	返済猶予期間中の貸付金の利率
30%未満	1 年	0.5%引き下げた金利又は 1.5%のいずれか低い方
30%以上 60%未満	3 年以内	1.0%引き下げた金利又は 1.0%のいずれか低い方
60%以上	5 年以内	1.5%引き下げた金利又は 0.5%のいずれか低い方

(平成 23 年 5 月 2 日より適用)

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 年金貸付部 年金業務課

TEL 0120-3438-69

FAX (03) 3438-3881

平成23年度東日本大震災に伴う年金住宅融資等をご利用中の被災地のお客さまの返済猶予に係るQ & A

Q1 返済猶予等について、具体的な相談や申請手続きを行う際の窓口について教えてください。

返済猶予等についての具体的な相談や申請手続きは、**転貸融資**の場合は、お客さまが融資を受けた転貸貸付先（お勤め先の会社又は〇〇年金福祉協会等）となりますので、それぞれの転貸貸付先にお問い合わせください。

また、**併せ貸し**の場合は、住宅金融支援機構（又は沖縄振興開発金融公庫）から業務の委託を受けた金融機関となりますので、それぞれの金融機関にお問い合わせください。

Q2 返済猶予等が具体的にどのように適用されるのか教えてください。

福祉施設設置整備貸付金をご利用のお客さまについての返済猶予等の内容は、個々のり災割合に応じて、

- ・ 元金および利息の返済猶予（1～3年）
- ・ 元金の返済猶予および返済猶予期間中の貸付金の利率（貸付利率から1.5%を限度した軽減）
- ・ 返済期間の延長（1～3年）

となっております。

また、年金被保険者住宅資金貸付金をご利用のお客さまについての返済猶予等の内容は、個々のり災割合に応じて、

- ・ 元金および利息の返済猶予（1～5年）
- ・ 元金の返済猶予および返済猶予期間中の貸付金の利率（貸付利率から1.5%を引き下げた金利又は0.5%を限度とした軽減）
- ・ 返済期間の延長（1～5年）

となっております。

具体的な適用がどのようになるかについては個々に異なりますので、お客さまが融資を受けられた先の関係機関（Q1をご参照ください）にご相談ください。

Q3 返済猶予期間以降の支払いについて教えてください。

返済猶予期間中は元金及び利息の返済の必要はありませんが、返済猶予した元金と返済猶予中に軽減された利息については猶予期間の終了後、従来の元金利息に加算して残りの返済期間で返済していただくこととなります。

Q4 市町村等の発行するり災証明書は、必ず提出しなければならないのですか。

原則として、返済猶予等を申請する際には、「り災証明書」の提出が必要となりますが、「融資を受けた方やその家族の方が死亡、負傷、又は疾病にかかり、そのため収入の減少もしくは多額の出費が生じた場合」や「(自営業による)商品や農産物等の事業財産もしくは借入れされた方やその家族の勤務先が損害を受け、そのため収入が減少した場合」には、提出が困難であれば必ずしも提出を求めないこととしています。

具体的には、お客さまが融資を受けられた先の関係機関（Q1をご参照ください）にご相談ください。